# 信用状生成史ーその4-

## ―― ブラウン商会グループの貿易と貿易金融 ――

### 八 木 功 治

序

- (1) ブラウン商会グループの成立
- (2) 委託販売貿易と委託荷見返り前貸金融
- (3) ブラウン商会グループの委託荷見返り前貸金融の検証
- (4) ベアリング商会の信用状業務
- (5) ブラウン商会グループの信用状業務
- (6) ブラウン商会グループの信用状業務の検証-その1
- (7) ブラウン商会グループの信用状業務の検証ーその 2 結語

### 序

19世紀初頭以降,英米間にまたがって活躍したマーチャントバンクであり, 荷為替手形をその金融業務に導入し,荷為替信用状の開発者として有力視され るブラウン商会の貿易金融業務は,ニューヨークにブラウン兄弟商会が誕生し た1825年以降に活発化する。このブラウン商会ニューヨーク店を始め,米国 東部のボルティモア,フィラデルフィアなどの3店が,1810年に英国リバプ ールに開店されたブラウン商会(1839年以後改名してブラウン・シップレイ 商会)との間で行った委託販売貿易や委託荷見返り前貸金融および信用状発行 業務等について,当時,実際に使用された手形,信用状などの決済用具に基づ いて検証しつつ,併せて荷為替信用状生成の経緯を考察したい。

た3)

## (1) ブラウン商会グループの成立

ブラウン商会グループの創始者は、1764年 11月 17日、北アイルランド、アントリム州 (County of Antrim)、ベルファースト (Belfast) 近郊、バリメナ (Ballymena) 生まれのアレクサンダー・ブラウン (Alexander Brown、1764—1834) である。

18世紀末,ベルファーストはリンネル産業<sup>1)</sup>の一大中心地であり、彼は著名なリンネル織布の競売者として活躍していたが、19世紀が始まる直前に、より大きな商取引の機会を求めて米国、メリーランド州のボルティモアに移住した<sup>2)</sup>

ボルティモアは当時、人口約27,000人で、欧州や西インド諸島との小麦や工業製品の輸出入で栄えていた貿易港であった。アレクサンダーはアイルランド産のリンネルを輸入するアレクサンダー・ブラウン商会を設立するが、彼のリンネル取引に対する知識と精力的な取引活動はたちまちにして彼をボルティモアーの商人とした。彼には4人の息子がいたが、1805年には長男ウィリアム(William、1785-1864)をパートナー(共同経営者)に加え、Alexander Brown&Sonとなり、アイルランド産リンネルの輸入のほかタバコ、小麦などの輸出や主としてドルとポンドの売買取引、即ち、外国為替業務を行うようになった。1808年には次男ジョージ(George Brown、1787-1859)がパートナーとなり、資本金も\$119,000を超えたが、その後もリンネルの独占的な輸入業者として事業を進展させ、1821年までに、米国で最初の百万長者(Millionaire)になっ

さて、1810年にはリバプールに移ったウィリアムに代わって、三男ジョン (John A. Brown、1788-1872) がパートナーとなって社名もアレクサンダー・ブラウン・アンド・サンズ (Alexander Brown & Sons) となる。さらに 1811年には四男ジェームズ (James Brown、1791-1877) がパートナーに加わる。

一方,1809年に英国リバプールへ移住した長男ウィリアムは,1810年1月

1日結婚し、米国ブラウン商会のリンネル、タバコ、小麦などの輸出入取引の代理店業務や自身で始めた新規ビジネスを行う。この1810年が、英国の著名なマーチャントバンク、ブラウン商会(1839年以降、ブラウン・シップレイ商会)の創業年となっている。翌'11年ウィリアム夫妻は渡米する。この間、いとこのウィリアム・A・ブラウンをパートナーとして、ウィリアム・ブラウン商会(William Brown & Co.)を設立し、米国のブラウン商会とは連絡をとりながらも全く別の業務を行っていた。1812年から1814年にかけて英米間で戦争があったが、1812年に帰国したウィリアムは経営上の意見の食い違いから、いとこを解雇する。1814年後半英米間の平和条約締結直前、ウィリアムは米国在住の弟3人をパートナーとして、ウィリアム・アンド・ジェームズ・ブラウン商会(William & James Brown & Company)を設立し、米国のブラウン商会との緊密な連携の下、貿易や貿易金融に力を入れて行く。1815年にはウィリアムはリバプールにとどまったまま、再び米国のアレクサンダー・ブラウン・アンド・サンズ商会のパートナーになっている。

英国ブラウン商会は、英米間の商品運送に関わる中で、海運業にも進出し、1811年以降、5隻の船舶の船主になる。海運業はこの後、多年にわたりブラウン商会の主要業務の一つになるも

1812年から 1814年における英米間の戦争後のペンシルバニア州やニューヨーク州での運河建設はフィラデルフィアやニューヨークの発展をもたらした。バージニア州やメリーランド州,あるいは西部の顧客は、鉄鋼などについては特に、ボルティモアよりも、フィラデルフィアで買い付けるようになったため、1818年、三男ジョンがジョン・A・ブラウン商会(John A. Brown & Co.)の名の下にフィラデルフィア支店を設立した。

また、1825年のエリー運河の開通によるニューヨークの交通上の利便性とその優れた港湾機能により、ニューヨークが米国の輸出入貿易の中心になったことから、この年、四男ジェームズが同地にブラウン兄弟商会(Brown Brothers & Co.) の名の下に、ニューヨーク店を開設した。この後、このニューヨーク

店が米国ブラウン商会グループの中心になり、本店の機能を果たすようになる。そして、英国リバプールと、ニューヨークおよび米国南部のニューオーリンズ、モービル、サバンナなどの諸港を結ぶ、綿花や綿製品を中心とする大西洋を跨ぐ、三角貿易が発展することになる。

ニューヨークのブラウン兄弟商会は,1825年10月31日付で南部(サウス・カロライナ,ジョージア,アラバマ,ルイジアナなど)の農産物生産者宛に商会設立案内回状(Circular Letter)を送付している。

この回状では、ニューヨークに設立されたブラウン兄弟商会が、伝統的家業のリンネルではなく、原綿、タバコなど米国南部産の農産物の受託販売、および英国リバプールのウィリアム・アンド・ジェームス・ブラウン商会への販売委託、それに伴なう手数料業務、手形引受による委託荷見返り前貸金融という金融業務などに注力するという方向を打ち出している。そして、手数料業務に進出して行くに際して、手数料商で、1827年にパートナーとなる繊維、穀物などのDry Goods Merchantであったサミュエル・ニコルソン(Samuel Nicholson)と契約を結んだ。

1826年1月,ブラウン兄弟商会と S. ニコルソンによるリバプール店宛の回状において、彼らが扱うアメリカからイギリスへ、また、イギリスからアメリカへの詫送品(Consignment)に対して、6%の委託販売手数料、および倉敷料、郵送料、広告費を含めて1/2%の手数料を、そして1/8%の保険料を取るということを通知している8

S. ニコルソンは原綿生産地の南部地方において、支店や代理店の設立や管理運営に力を発揮した。かれは 1838 年から 1856 年まで原綿取引の拠点であるニューオーリンズに在住し、ブラウン商会の支店、代理店の原綿取引や貿易金融、外国為替業務などに手腕を発揮した。

ニューヨーク,ブラウン兄弟商会の手数料業務や前貸業務および外国為替業 務の主たる対象は、同商会の南部取引先によってもたらされる原綿のニューヨ ークでの売却とリバプールへの再積出、および英国工業品の輸入とその金融で あった。こうして,ブラウン商会は手数料業務や委託荷への前貸や手形引受業務や信用状発行業務,あるいは外国為替業務などに従事することにより,国際銀行業務への特化,すなわち,マーチャントバンクとして発展して行くことになる。

### (2) 委託販売貿易と委託荷見返り前貸金融

さて、ブラウン商会が行った委託販売貿易についてであるが、この取引の歴史は古く、15世紀に活躍したイタリアのメディチ家のようなルネサンス期の大商人は、代理店や支店を通じる委託販売貿易を行った。その後もこの取引は貿易取引の一形態として広く行われた。18世紀には、オランダを中心にこの取引は普及していたが、その後、英国が世界貿易の中心になるにしたがい、この取引も英国を中心に発展して行く。英国最古のマーチャントバンクであったベアリング商会の創始者、ジョン・ベアリングは18世紀初頭にドイツ、ブレーメンから渡英して西南イングランドのエクセターで繊維商となったが、ドイツ産リンネル製品の、西インド諸島、および地中海諸国などへの委託販売貿易を行って成功した。

この委託販売貿易は、産業革命期を通じて、イギリスを中継する中継貿易を中心に発達したが、世界各地の商人や生産者は、ロンドンにコーヒー、砂糖あるいは穀物を委託販売のために送るとともに、販売価格を見越して受託者である英国商社宛に手形を振り出した。つまり、委託販売貿易は英国商社の引受信用によって、世界各地の商人や生産者に貿易金融の便宜を与えた。また、引受信用を与える英国商社も自己勘定買いの場合に比べて、市況の変化や輸送中の事故に由来する危険を負担せずにすんだ。

このような取引の事例は、18世紀最後の四半世紀になされた米国からの原綿輸入取引の最も古い資料にもうかがえる。当時、原綿の輸入商は委託代理商であり、輸入を行う英国商社は米国輸出業者の危険負担と計算に基づいて取引し、委託荷に前貸して、金融上の便宜を供与していた。こうした貿易金融方式

を委託荷見返り前貸金融というが、この金融方式では、委託荷の代価の 3/4 から 1/2 の前貸しか為されなかったため、部分前貸金融ともいわれた。

さて、委託荷見返り前貸金融(Advances against Consignment)は、18世紀にオランダ商人の手によりアムステルダム市場を中心に行われていたが、その後、アムステルダム市場が1763年、'73年の恐慌やナポレオン戦争(1793~1815)におけるオランダの敗戦とアムステルダム銀行の破綻(1796)によって、ロンドンにその地位を譲る中で、ロンドンがこの金融取引の中心地となった。1810年代、そして特に1820年代に、製造業者の力量が向上するとともに、輸出入両分野で、委託荷見返り前貸金融が、ロンドンの手形割引市場を背景にして発展していった。この信用制度は、紡績業を中心とする機械制大工業の発展のもとにおける、輸出市場を拡張し、原綿など原料輸入を大量かつ円滑に行うために便益があった。

英国の輸出取引については、1815年頃までは、いわゆる冒険取引が中心であり、商人は自己勘定と危険のもとに製造業者から商品を購入し、自己の海外販売代理人宛に注文に応じて、あるいは市場の予測需要を満たすために送るのが一般的であった。しかしながら、綿工業を中心とする大規模生産の進展は、新たな販売方式の導入をもたらす。たとえば、マンチェスターの紡績業者マッコネル・ケネディ社は商人への直接販売だけでなく、他に先駆けて自己の代理人を用いた委託販売方式を導入し、代理人に5%の手数料と6ヵ月の信用を供与した。

1812年~1814年の英米戦争が終結し、1815年にナポレオン戦争が終結することによって、英米間の貿易取引は拡大する。この時期以降、冒険商人は平均的メーカーのために、委託代理商として機能するようになる。とりわけ大手商社は、マーチャントバンクとしてメーカーに引受信用を供与することを主要業務とし始めた。

商社は、メーカーから委託荷を受け取って委託販売をなすとともに、その委 託荷を担保として、メーカーが自己宛に手形を振り出すことを容認し、それを 引き受け、商業銀行がその引受手形を割引くという方式が形成されて行く。その結果、製造業者はマーチャントバンクの信用に基づいて自分の居住地にある地方銀行で手形を割り引くことができた。また、地方銀行もその信用度の高い手形をロンドン割引市場で再割引することができた。こうして、ロンドンのポンド手形市場は国際金融センターとして発展していった。

ところで、このような委託荷見返り前貸制度が発展した背景には、法的裏付けがあった。英国では、1823年、議会に「商人、代理人および委託代理商関係法特別委員会(Select Committee on the Law Relating to Merchants, Agents and Factors)が発足し、同年および1825年に、委託代理商法(Factors Acts)が制定された。委託代理商法はこの後、1842、1877、1889年に制定および改訂された。

ファクター(Factor)という用語はふつう手数料商(Commission Merchants)と同義であるが、二つの異なる意味を持つ。一つは、海外等で本国製造業者や商人の手足として、商事代理人として働く場合、もう一つは引受業者として委託荷に金融を与える、マーチャントバンクとして機能する場合である!!)

これらの法律は当時,輸出入取引の主要形態であった委託販売取引,それによる委託荷見返り前貸を行った委託代理商の権利を保護するものであった。すなわち,委託荷を担保として,引受信用を行う委託代理商は,手形引受などの前貸金融の見返りに提供される権利証券,すなわち,船荷証券,倉庫証券などに対する先取特権(Lien)を有すべきであること,さらには,所有権が譲渡される際には,譲渡人の権利を予め調査することなく,所有権が迅速に移転されるべきであることが認められた。

このように、1823年、1825年の委託代理商法は、当時、マーチャントバンクによって、積極的に取り入れられた委託荷を担保として手形の引受信用を供与する委託荷見返り前貸金融を保護し、育成するためのものであったといえる。

こうして,英国において,委託販売貿易が,そして,委託荷見返り前貸金融が輸出入両面にわたって活発に行われる 1820 年代以降,英米間にまたがって

貿易と貿易金融に活躍したブラウン商会グループも委託販売貿易とその金融業務に従事した。

さて、ブラウン商会グループは、1834年のアレクサンダーの死後、金融業務に、換言すればマーチャントバンク業務に特化して行く。当時、リバプールのブラウン商会は、従来からの委託販売業、即ち、米国南部原綿の輸入代理商業務を継続的に行っていた。一方、米国東部3店はいずれも、英国リバプールのブラウン商会が原綿の輸入代理商活動を続行するために、委託販売代理商である、コットン・ファクターに対する手形引受による委託荷見返り前貸金融および、英国製品の米国輸入商に対する信用状発行やポンド建手形の売買など外国為替業務に集中するようになっていった。

1830年代前半の英米間貿易ブーム期を経て、1830年中葉になると、英国では、リバプールのブラウン商会を始め、ベアリング、ウィルソン、ワイルド、ウィギン、リザーデイ、モリソン・クライダーなどの、対米ビジネスを主要業務とするアメリカ商会の引受額も著増した。当時、銀行法の改正により、1826年から1840年までにロンドンや地方に87行の株式商業銀行が誕生し、主にこれらがアメリカ商会の引受手形を活発に割り引いた。ブームは加熱し、やがて金融市場を破綻させる。

1836年11月に、アイルランドとマンチェスターの株式銀行が支払停止に陥ると、年末にかけて、原綿市場をはじめとする商品市場、証券市場での価格崩落が始まる。英国向けアメリカの原綿や、鉄道債、州債などの供給過剰とアメリカ商会などの引受過剰が金融市場を破綻させたのであった<sup>13</sup>

アメリカ商会としてブラウン商会のライバルであったベアリング商会は、最古参のマーチャントバンクとして、1763年の創業以来、アメリカとの関係が深かった。1828年には米国人ジョシュア・ベイツを採用し、対米ビジネスを拡大させ、英国一のアメリカ商会として、米国との委託販売に基づく輸出入や貿易金融、証券発行、外国為替業務などで他を大きくリードしていた。しかし、1832年のルイジアナ・ユニオン銀行設立に伴なうルイジアナ州債発行が

重い負担となったこともあり、それ以降は引受に慎重になっていたため、ベアリングはこの金融危機に際しても無傷であった。 しかし、他のアメリカ商会が負っていた引受債務は過大となっていた。

1837年2月に、ウィルソン、ワイルズ、ウィギン商会のいわゆる3Wは、ブラウン商会と共に、イングランド銀行に支援を求めた。同年3月、それぞれから担保を取った上で、イングランド銀行はウィルソン商会の引受手形に約40万ポンド、ワイルズのそれに約25万ポンド、ウィギンのそれに約20万ポンドの割引を、そしてブラウン商会には約40万ポンドの割引を行った。

その後、3月から6月にかけて、ブラウン、モリソン・クライダー、リザーディの3社はイングランド銀行から上手く借り入れることができたが、3Wは6月1日に担保も底を付き、遂に借り入れを拒否され破局に至った。この時、ブラウン商会は、ジョーゼフ・シップレイ(Joseph Shipley)の活躍により、イングランド銀行から約200万ポンドの借り入れを受け難を逃れたが、この功績によりリバプールのウィリアム・アンド・ジェームズ・ブラウン・アンド・カンパニーは、1839年に社名をブラウン・シップレイ・アンド・カンパニー(Brown Shipley & Co.) と変更する。

こうした英国における金融恐慌は、アメリカにも飛び火し、既に、1837年2月末から3月初めにかけて、商品と証券の価格が急落し、生産者のプランターがコットンファクターへ債務を返済できなくなり、特にニューオーリンズのファクターの間に倒産が急増するが、3月末にはそれが一層激しくなる。こうした中で、原綿委託荷見返り前貸制度は衰退して行く。

1840年代になると、英国、欧州、米国北部の原綿の買い手は、南部に代理人を送りこみ、信用確実な商会の信用状を持参して原綿を購入したが、この時、ブラウンの南部支店の S. ニコルソンや代理店は、信用状に基づいて振り出された手形に、船荷証券等を添付して、即ち、荷為替手形として買い取った。ニコルソンはこの荷為替手形の買取を積極的かつ大規模に行った。この意味でブラウン商会は荷為替手形をその金融業務に導入し発展させた、マーチャントバ

ンクの先駆けである。

その後,ブラウン商会は、1840年代を通じて、原綿委託荷見返り前貸業務 に消極的になり、'60年代になるまでにほぼ完全にこの業務から撤退する<sup>16</sup>

### (3) ブラウン商会グループの委託荷見返り前貸金融の検証

ブラウン兄弟商会は南部原綿の委託販売業に携わり、特に創始者、アレクサンダーの死後、貿易金融業を行うマーチャントバンクとして発展していくが、 そのような貿易金融業務を実際に用いられた信用用具をもとに検証してみたい。

次に示す 1836 年 3 月 16 日付の為替手形は、原綿委託荷に関わるものである。

### (資料1)17)

No. 621 Exchange for \$5,000 Mobile Alabama March 16, 1836 Sixty days after sight of this our

First of Exchange (Second of the same tenor and date not paid) pay to the order of Messrs. Sanford & Cleveland

Five Thousand Dollars

Value received and place the same with or without further advice to account of

To Messrs. Ab. Bell & Co.

Toulmin Hazard & Co.

New York

#### [訳]

No.621 5,000 ドルの為替手形 アラバマ州,モービル,1836年3月16日 この為替手形第1券(同日付,同一条件の第2券が支払われてない場合)を一覧後60日払いで、サンフォード・クリーブランド殿へ5,000 ドルをお

支払い下さい。

対価受領。同額を更なる通知なしに~の勘定に御請求下さい。

Ab. ベル商会殿

トゥールミン・ハザード

ニューヨーク

この為替手形(資料 1)の 5,000 ドルは,ブラウン兄弟商会からリバプールのウィリアム・アンド・ジェームズ・ブラウン商会へ船積される原綿に対する前貸ということである<sup>18</sup> この場合,原綿売上代金価格の 3/4 から 1/2 の金額が前貸されることは既に見た。手形金額が 5,000 ドルとラウンドナンバーになっているのはそのためである。

手形の文面を見ると、アラバマ州モービルの綿商人、トウールミン・ハザード(振出人)が、そのニューヨークの取引先であり、ブラウン兄弟商会の取引先でもあるアブラハム・ベル商会(引受・支払人)宛に、モービルのサンフォード・クリーブランド(受取人)に対して5,000ドルを支払うよう委託した手形である。

1820年代以来,南部原綿の輸出は,委託販売業者であるコットン・ファクターに依存する委託販売方式をとっていた。生産者であるプランター(Planter)は南部の港湾都市に居住するファクターに原綿の販売を委託し,ファクターからプランター振出の約束手形(プランター手形)の裏書を得て割引き,前貸を受けた。そのファクターは受託荷の輸出をさらにリバプールやニューヨークの販売代理商の南部代理人に委託するという連鎖的な委託販売取引が行われた。

この手形は、南部の原綿貿易港モービルの綿商人でファクターである、トウールミン・ハザードが原綿販売をプランターから受託し、その原綿を見返りとした前貸を受けるためにニューヨークの取引先の販売代理商アブラハム・ベル宛に振り出した手形である。ベル商会はさらに取引先ブラウン兄弟商会に英国での販売を委託する。サンフォード・クリーブランドは、ブラウン兄弟商会の

南部代理人であろう。こうしたことは以下の事実により推察される。

この手形は、実際には手形面上に引受文言が記載された引受手形であり、それによると、ベル商会は、振出日3月16日より2週間後の1836年3月29日に、一覧後60日払いでこの手形を引き受け、ニューヨークのシティバンクで期日に支払うことを約束する。また、裏面には、手形の受取人であるサンフォード・クリーブランドにより、「ブラウン兄弟商会殿の指図人にお支払い下さい」との裏書文言とサインがあり、その下に、「ブラウン兄弟商会、ジェームズ・ブラウン」のサインがある。 従って、S. クリーブランドは、ニューヨークのブラウン商会から、前貸金融を受けるために手形を裏書譲渡したのである。ブラウン兄弟商会は、これをベル商会に引き受けてもらって、当時、ブラウン商会の銀行であったマンハッタン・カンパニー社で割り引いた。この引受手形はベル商会により満期に支払われた。

委託荷である原綿への前貸のための T. ハザード振出の為替手形により, 当時, 原綿の輸出前貸には多数の取引関係者が関係し, 連鎖的な前貸が行われていたことがわかる。

先ず、モービルの綿商人でコットンファクターである、T. ハザードは原綿を生産者から集荷し、生産者振出の約束手形の裏書をし、その資本の殆どを直接間接英国から導入して設立された、地元銀行で割引き、プランターに前貸する。T. ハザードは次いで前貸を受けるために、ブラウン商会のモービル代理人S. クリーブランドを受取人とし、ニューヨークのベル商会宛に手形を振り出す。受取人S. クリーブランドによりブラウン兄弟商会に裏書譲渡された手形は、ニューヨークのブラウン兄弟商会へ送られ、ベル商会の引受を受ける。引き受けられた手形は、ニューヨークのブラウンの銀行で割り引かれ、期日にベル商会がニューヨークのシティバンクで決済する。ブラウンの銀行での割引資金は、モービルでのS. クリーブランドからT. ハザードへの前貸取引の償還に充てられる。

この原綿はモービルからニューヨークへ、そして、リバプールへと船積され

る。原綿の権利を化体する船荷証券も、同じく、モービルからニューヨークへ、そしてリバプールへと転送される。A. ベル商会は、ニューヨークのブラウン兄弟商会の顧客であり、米国南部の原綿を英国リバプールのブラウン商会へ託送し、同地で販売してもらった。ベル商会は、南部原綿の販売をブラウン商会に委託しており、リバプールブラウン商会が扱ったベル商会の原綿は1837年、650ベール(梱)であった<sup>21)</sup>

また、ベル商会は、一方において英国の工業製品を輸入した。次に示す為替 手形は、ベル商会がブラウン商会から信用を受け、その資金により、英国工業 品を購入した際に利用された手形である。

#### (資料2)22)

Exchange for £2,000

New York, 21 March 1837

Sixty days after sight of this Third of Exchange (First and Second unpaid)

Pay to the order of Messrs A. Bell & Co. in London

Two Thousand Pounds Sterling

Value received and charge the same to account of

To William & James Brown & Co.

Brown Brothers & Co.

Liverpool

(Stewart Brown)

#### [訳]

為替手形£2,000

ニューヨーク、1837年3月21日

この為替手形第3券(第1券および第2券が未払いの場合)を一覧後60 日払いで、ロンドンのA.ベル商会殿の指図人に2千ポンドをお支払い下さい。

対価受領, 同額を~の勘定に御請求下さい。

ウィリアム・アンド・ジェームズ・ブラウン商会殿 ブラウン兄弟商会 リバプール (スチュワート・ブラウン)

この為替手形(資料 2)はニューヨークのブラウン兄弟商会のパートナー,スチュワート・ブラウンが,リバプールのウィリアム・アンド・ジェームズ・ブラウン商会宛に振り出したもので,リバプールで同商会の引受を受けた後,一覧後 60 日払いで支払われる。受取人は A. ベル商会である。この手形はベル商会が英国のデビット・マルコムスンから商品を買い付け,その支払のために使用されたもので,ベルは手形をマルコムスンに裏書譲渡している39

この手形は輸入者 A. ベル商会に対する輸入資金の前貸手形であり、ニューヨークからリバプールへの送金為替の形態を取っている。A. ベル商会は既に見た通り、原綿委託代理商であるから、この 2,000 ポンドはベル商会からブラウン兄弟商会への原綿委託荷見返りの前貸であるとも考えられる。

ベル商会がニューヨークのブラウン兄弟商会から融資を受けた 2,000 ポンドは、こうして英国製品購入に使用されたが、リバプールのブラウン商会から送られてくる積荷をベルが受取るためには 2,000 ポンド相当のドルをニューヨークのブラウン商会に支払い、船荷証券 (B/L) を入手しなければならない。

ベル商会は、こうして英国から製品を輸入してニューヨークで、あるいは南部で売却するが、南部の場合、綿花生産者に輸入品を掛売りする商人は、コットンファクターであることが多く、しかも、後者は前者に対しては輸入品に限らず、一般に日用品の供給者であった<sup>24</sup>0

### (4) ベアリング商会の信用状業務

委託荷見返り前貸制度が衰退していった 1840 年代以降, ブラウングループが注力した金融業務に信用状発行業務があるが, 信用状発行業務に関してアメリカ商会としていち早くこの業務に進出したのは, ベアリング商会であった。 ベアリング商会は最も老舗のマーチャントバンクとして, 既に 1777 年には

手形引受業務を行っているが、当時はまだ一流のマーチャントバンクではなかった。しかし、その後、フランシス・ベアリング(1740~1810)の時代に隆盛期を迎え、19世紀初頭にはロンドンのトップマーチャントバンクになるが、アメリカ商会として目立った活躍をするのは、1828年、米国人ジョシュア・ベイツをパートナーとして迎えて以降の15年間、即ち、1843年迄のことである。その後、ベアリング商会の関心は、アメリカ以外の他地域に移っていくが、南北戦争(1861~'65)まではロンドン一のアメリカ商会の地位を維持していた250

さて、フランシスの孫、トーマスは、1828年米国に出向き、東部ニューヨーク、南部ニューオーリンズに拠点を築き、米国との取引がベアリング商会の中心業務となる。トーマスはまた、1829年、ベイツの旧知で、ボストン在住のトーマス・W・ウォードを代理人として任用する。彼は1832年には事実上のパートナーとして、輸出委託荷の取扱や信用状発行業務を行うが、やがて、アメリカにおけるベアリングの業務の全てを任されるようになる。

トーマス・W・ウォードの金融業務は極めて堅実なものであった。ベアリングの引受を受けることは、当時は商人にとり大きな信用を得ることであったが、それだけにトーマス・ウォードは、ベアリングの名声を維持するために金融業務遂行上の基本政策を堅実に、かつまた忠実に実行していた。

1832年, 1月, ロンドンのジョシュア・ベイツはトーマス・ウォードに次のように書き送っている。

「第一に、問題なく堅実な人たちには、『船荷証券や保険証券なしに、または商品価格に関係なく』信用状が供与されてよい。第二に、かなりの資産があり、大きな取引をしている人たちには、『ある程度まで第一の場合と同様に』、しかし、それを超えると彼らは、ベアリング商会の指図人宛に船荷証券を作成し、ロンドンのベアリングに支払われるべき、積荷保険証券をウォードに手渡さなければならない。第三は『少資産しか持たないが信用のある』人たちには、かれらが商品価格の3/4の額で、手形を振り出す権限を認める信用状を供与して

よいが、その際には、ベアリングの指図人宛の船荷証券をベアリングに送り、また、保険加入申込書を送るように指示しなければならない<sup>26)</sup>

ここでは、信用状は顧客の信用度により、無担保のクリーン手形振出を認める場合、一定金額を超えると、船積書類の引渡しを条件として手形振出を認める場合、船積書類の引渡しを条件としつつも、送り状価格の3/4の金額でしか手形振出を認めない場合に分かれる。第一の場合は無担保信用状、第二、第三の場合は担保付信用状の場合である。

このようなロンドン本店のベイツからの指令に対して,ウォードは輸入信用 状の取引において,主として,上記第一の原則にある「問題なく堅実な人たち」 を顧客に選び,船荷証券などの船積書類を担保に取らず,クリーン手形の振出 を認めるという,対人信用に基づく無担保信用状を利用することが多かった。

しかし、一方において、ベアリング商会は米国の顧客がベアリング以外の英国マーチャントバンクと取引することを認めなかった。1832年のいわゆる二重勘定(Double Accounts)の禁止ルールがそれである。このように顧客勘定を管理することにより、過剰債務を持たせぬようにして、対人信用に基づく信用取引のリスクを防止した。ウォードはこのルールを厳格に順守した。そのため、二重勘定を認めるブラウン商会などにその顧客を奪われることもあったが、1861年までこのルールは殆ど例外なしに順守された第

さて、ウォードが顧客に選んだ米国の輸入業者の殆どは、無担保信用状の利用を認められた。1831年末までにウォードがニューヨーク、ボストンなどの織物輸入業者に発行した信用状は、利用期間1年で自動的に利用金額が更新される回転信用状であった。この信用状では、輸入業者またはその英国在住の代理人やパートナーが、ロンドンのベアリング商会宛に船積書類を伴なわない、通常一覧後4カ月払いのクリーン手形を振り出し、ベアリングの引受を受けて商品を購入した。船積書類は直接、米国の輸入業者のもとへ送られた。すなわち、この信用状は無担保信用状であり、輸入業者がベアリング引受手形の期限内に輸入代金を送金すれば、信用状金額が再び更新されるという回転信用状で

あった<sup>28)</sup>

また、1833年には、極東向け信用状の90%が、そしてラテン・アメリカ向けの信用状の70%が無担保信用状であった。無担保信用状では、手形振出人は船積書類という担保を輸入地のベアリング商会に提供することなく、ロンドンのベアリング商会宛にクリーン手形を振り出し、積荷を購入する権限を与えられた。船積書類は、直接、欧州や米国の輸入業者に送られた。

一方,担保付き信用状では、手形振出人は、信用状を発行する輸入地のベアリング商会に、同商会の指図人宛に作成された船荷証券などの船積書類を送った。積荷はベアリング商会が担保として保有した。ハイディによれば、1830年代のベアリング商会の信用状には、船積書類の処理法についての記述がなされていたということであるが、手形は船積書類を添付しないクリーン手形であった。。従って、当時、ベアリング商会が用いた信用状は、担保付信用状も無担保信用状もいずれも荷為替信用状ではない旧式信用状であった。

しかし、一方において、ウォードは無担保信用状を利用する二流の輸入業者に対して、自身が考案した、今日の「信用状取引約定書」<sup>30)</sup> に相当する信用状受領書(Receipt)に署名させた。これは無担保信用状の底部に記載されたが、次のようなものであった。

「~に対する上記信用状の原本を受領した。その結果、~はベアリング商会殿と以下の通り合意する。手形の満期に、信用状によって協定された金額の支払いに足る資金をロンドンに用意すること。さらにまた、ベアリング商会殿またはその代理人に要求された場合には、満期日に先立ついつでも、同額に対する担保を当地で提供すること。一上記信用状によって購入される動産、およびその売上金、およびその保険証券は、上記約束通りの支払いに対する見返り担保として、ベアリング商会殿に対し提供することをここに誓約する。(下線は筆者)31)

~の部分には、信用状受領者の氏名または社名が入る。下線部分の「上記」 以下は、1837年に追加されたが、1830年代初頭には、このような受領書ない し約定書はベアリング商会独得のもので、他のアメリカ商会にはこうした慣行 は存在しなかった。

この約定書によってウォードは、信用状によって許容される金額に対する輸入業者による償還支払いの保証と、与信に対する担保としての船積書類等を、輸入業者の償還支払いが困難な際には、いつでも要求し得るという保証を得ようとした。ウォードは自分の工夫を万一の場合の安全弁と考えていたが、まだその法的有効性は確定していなかった。しかし、ウォードは顧客を選ぶ眼力に長けていたので、この約定書の有効性が問題になるようなケースは殆ど無かった3%

1843 年に、この約定書の法的有効性が、ロンドンのマーチャントバンク、フレッチャー・アレクサンダー商会が関わった裁判で、認められたこともあり、1840 年代半ばまでに、全てのベアリングの信用状取引の顧客は、担保付信用状か無担保信用状かの如何を問わず、この信用状受領書に署名させられるようになる。というのは、ウォードがこの受領書を考案した 1831 年当時と違って、そうしなければ、1840 年代には増大する荷為替手形の選好に対して、担保の提供無しに発行される無担保信用状を大々的に使用しつづける結果、一層大きな困難に遭遇したにちがいなかったからだとされる③

今日,信用状取引にあたっては,発行依頼人は,「信用状取引約定書」を銀行に差し入れた後,銀行から信用状を発行してもらう。このような約定書により,発行依頼人は担保としての船積書類を発行銀行に譲渡して保管させるという担保権を与えるが,同様の約定書に相当するものが,この時期,ベアリングによって考案され,ブラウンなど他のマーチャントバンクにも利用されたのである。

ところで、ベアリング商会は、1850年代になって、荷為替手形の使用がますます普及して行くにもかかわらず、依然として対人信用主義に基づく無担保信用状を中心とする保守的な信用状政策を取り続けた。また、この時期になると、ベアリング商会の信用状発行を含む対米金融活動は頭打ちになり、次第に

ブラウン商会グループにその業務の主導権を譲って行くことになる340

### (5) ブラウン商会グループの信用状業務

ニューヨークのブラウン兄弟商会は、1826年、その2号目の回状で、アメリカ人輸入業者に対して、信用状の利用を勧誘しているが、1820年代後半にはその信用状業務はまだ取るに足らないもので、委託販売業務が衰退する1840年代以降に本格化する。1844年にはライバル、ベアリング商会の本拠地、ボストンに後にパートナーとなる、トーマス・B・カーティスを代理人として置き、1850年代には、ボルティモアに代理人ウィリアム・H・グラハムを配し、信用状市場の第一人者となる。

ここでは、1840年代以降の、ブラウン商会独特の信用状業務を見て行くことにしたい。ブラウン商会グループの信用状業務の基本は、ベアリングのそれが無担保信用状主義であったのに対し、担保付信用状の発行を基本とした。

1837年2月,ボルティモアのジョージ・ブラウンは,リバプールブラウン商会のウィリアムに対して,顧客から妥当な担保を取ることの必要性を述べている<sup>35)</sup> また,既述の通り,ベアリング商会が顧客にベアリングとの取引のみに限定し,他のマーチャントバンクに勘定を持たせぬようにした(二重勘定の禁止)のに対し,ブラウン商会は自由に勘定を持たせた。そして,より多くの顧客と取引をする方が,リスクを分散させる上で得策であるという考え方に立っていた。

ブラウン商会の信用状政策は、1837年11月付ジョージからウィリアム宛書簡によれば、次のようなものであった。

まず、顧客の格付を行い、A#1格を最上とし、次いで、1、2、3、4格に顧客を分類した。A#1格の顧客は、無担保信用状の発行を認められる顧客で、ボルティモアの61の顧客のうち、6社が該当した。次いで1格の顧客は、金額が妥当と考えられる額以内であれば無担保信用状の発行を認められる顧客で14社であった。2格の顧客は、担保付信用状の発行を認められた者で、34

社。3 格の顧客は、受信額を限定された上での担保付信用状の発行を認められた者で、5 社。最後の4 格は取引しない方がよいような顧客で2 社。以上のように顧客を格付けして、信用状取引を行った。従って、A 1 格と1 格の顧客、20 社は、無条件ないし条件付で無担保信用状の利用を認められたが、残りの約6 割は担保付の信用状利用者であった36)

ところで、ブラウン商会の場合、担保付信用状における担保は、どのようなものであったのだろうか。1850年代後半、ニューヨークのブラウン兄弟商会では、担保は担保金(Initial Margin)プラス輸入貨物の船荷証券などの船積書類であった30°このような担保に関する取決めは、信用状取引約定書によって合意された38°担保金は、顧客の信用度に応じて信用状額面の25~100%であり、保証金と呼ばれた。担保金は、現金、信用ある商会振出しの受取手形、政府証券等で預託されたが、担保金を十分支払えない輸入業者には、船積書類付為替手形、即ち荷為替手形の振出を義務づけた38°

ところで、担保金は支払準備金であり、蓄積に欠ける新興の輸入商にとっては、厳しい負担であり、取引の制約条件であったが、ブラウンの信用状業務は、1840年代になってその顧客層を拡大した。それは以下のような理由による。即ち、無担保信用状の場合はいうまでもないが、担保付信用状の場合でも、担保金を支払った輸入業者には、リバプールのブラウン商会(1839年以降、ブラウン・シップレイ商会)宛のクリーン手形を振り出すことを認めていた。一方、担保金を十分に支払えない顧客には、船荷証券を手形に添付させる荷為替手形を振り出させることを条件に、信用状を発行した。こうして、担保金を十分に支払えない新興の輸入業者にも信用状を発行し、顧客層を拡大した物

1858年4月,ブラウン商会ボルティモア店は,当時,ニューヨークのブラウン兄弟商会の傘下にあったが,代理人 W. H. グラハムが取り仕切っていた。グラハムは当時の顧客の格付を,まず,A1級には無制限の信用を,1級の顧客は2万 $\sim$ 4万ドルの信用,2級の顧客には $5,000\sim$ 1万,3級の顧客には $1,000\sim$ 2,000ドルの信用を与えるものとし,1級と2級の中間の顧客には1万

5千ドル程度を許容した。

既述の、1837年11月のジョージ・ブラウンの格付に比して、無担保か担保付かという区別がなく、供与する信用額にのみ違いがある。これについて宮田教授は、信用額にのみ差別を設ける一方、全ての顧客に荷為替手形を取り組ませたのであり、ブラウン商会は1850年代末までには荷為替信用状方式を確立していたとする(1)

さて、こうした荷為替信用状によって振り出された手形に添付された船荷証券は、リバプールのブラウン・シップレイ商会から米国のブラウン商会に送られた。その際、信用状発行依頼人である輸入業者は、手形代金を支払ってから船荷証券を入手するのが原則であった。即ち、支払渡し(Documents against Payment, D/P)である。しかし、この方法では、資金的に余裕のない輸入業者を信用状取引に迎え入れるこることは容易でないため、ブラウン商会は、今日の荷物貸渡し(Trust Receipt, T/R)と言われる方法を導入した。この方法では、輸入業者は、船荷証券を保有しそれに対する先取特権を有するブラウン商会に輸入担保荷物保管証を差し入れ、船荷証券を借り受けて貨物を引き取り、それを売却して輸入代金の決済を行うのである。

この信用状における手形の名宛人であるリバプールのブラウン商会は,期日 までは手形の支払は行わないので,その間,担保権を留保しつつ輸入業者に船 荷証券を利用させることは何ら不都合では無かった。

荷物貸渡しという船荷証券の引渡し方法は、1843年にはその法的有効性を 判決されていた。ブラウン商会はこの方法をいつ導入したかは定かではない が、1851年2月には既に利用している。こうした方法を資金力に乏しい輸入 業者に利用させることにより、ブラウン商会はその信用状取引の顧客層を拡大 したのである49

### (6) ブラウン商会グループの信用状業務の検証ーその1

ブラウン兄弟商会の初代ボストン代理人のトーマス・B・カーティスは 1844

年12月31日に着任したが、それまではロンドンのマーチャントバンク、フレッチャー・アレクサンダー商会のボストン代理人であり、その時の経験を生かし、同様の業務をブラウン兄弟商会で行った。彼は、ボストン在住のトーマス・W・ウォードが総代理人を務めるベアリング商会との熾烈な競争の中で、ボストン商社のインドや極東、英国、欧州、南米等からの輸入における信用状発行業務拡大に努力した場

次の信用状は、ブラウン・ブラザース・ハリマン商会(ブラウン兄弟商会が 1930 年にハリマン商会と合併した後の社名)の古文書ファイルに残る、T.カーティスが発行した 1859 年 10 月 6 日付の最古の信用状である。

(資料3)44)

Boston, 6 October, 1859

E No. 497

Stephen P. Blake

Captain <del>D. K. Small</del>, Master of the Barque 'Vernon', (or his successor upon notice being given to Brown Shipley & Co. by the Agent of the vessel in the port where the change is made duly certified by the American or British Consul) at any port in the world

is hereby authorized to value on Brown Shipley & Co., Liverpool payable in London at usance

for account of Messrs. H. Harris & Co. of Boston

for any sum or sums not exceeding in all six hundred pounds sterling the same to be used for repairs of vessel if necessary

The Bills must be drawn within twelve months from this date.

And Brown Shipley & Co., hereby agree with the drawers endosers

and bona fide holders of Bills drawn in compliance with the terms of this credit that the same shall be duly honored on presentation at their counting house For  $\pm\,600$ 

The user of this Credit will please to sign the drafts as drawn under Credit No. 497 dated 6 Oct. 1859

Brown Shipley & Co.

by Attorny

Thomas B. Curtis

〔訳〕

ボストン、1859年10月6日

信用状番号 497

ヴァーノン号の船長、スティーブン P. ブレイク (あるいはその後継者で、交替がなされ、米国または英国の領事により、その交替が正式に確認された港湾において、本船の代理人がブラウン・シップレイ商会に対し通知した後継者)は、この信用状により、リバプールのブラウン・シップレイ商会宛に手形を振り出す権限を与えられる。この手形は、総額600ポンドを超えない金額で振り出され、ボストンの H. ハリス商会殿の勘定で、期限付手形によりロンドンで支払われる。

同額は、必要に応じて、修理のために使用されること

手形は、本日より12ヶ月以内に振り出されねばならない。

ブラウン・シップレイ商会は、この信用状の条件に従って振り出される手 形の振出人、裏書人および善意の所持人に対し、同商会の会計室へ600英ポンドの手形の呈示が在り次第、同額が正当に支払われることに同意する。 この信用状の使用者は1959年10月6日付,信用状番号497に基づき振り出されたことを記載した手形にサインをして下さい。

ブラウン・シップレイ商会代理人 弁護士トーマス・B・カーティス

この信用状(資料3)はブラウン兄弟商会のボストン代理人、トーマス・B・カーティスが、ボストンの H. ハリス商会の依頼と勘定により発行した信用状である。信用状発行銀行として、本来、米国ブラウン商会の支店である英国のブラウン・シップレイの名前をあげ、ブラウン兄弟商会が英国のブラウン・シップレイ商会の支店であるかのような体裁をとっているのは、当時の英国と米国の金融業務における相対的地位の相違を示していて興味深い。

この信用状では、ヴァーノン号の船長、スティーブン・P・ブレイクが、航 海中に船舶の修理が必要になった場合に、この信用状を利用して、停泊した港 で600 ポンド以内を使用できる。当初は、D.K.スモール船長が修理のために 手形を振り出すことになっていたが、手形振出人が後に変更されたため、カー ティスが再度発行しなおし、この信用状が今日まで残ったということである<sup>50</sup> このように、船長が手形を振り出す信用状の受益者であるケースは、旧式信 用状では珍しくなかった。拙稿「信用状生成史-その1-|の1835年11月4 日付の信用状のサンプル46)は、この信用状と極めてよく似た形式、内容の信 用状である。その信用状はロンドンのマーチャントバンク. T. ウィギン商会 の米国代理人が発行した信用状で、パリニュア号のウィリアム・P・エンディ コット、あるいは、船長のロバート・ヘンダーソン・ジュニアがインドで商品 を買い付けるために、総額15,000ポンドの手形を振り出す権限を有する受益 者に指定されている。T. ハイディによれば、当時の旅行信用状に類似した旧 式信用状では、船長や乗船して積荷の保管や取引を委任された上乗り (supercargo), あるいは手数料商などが、米国の買手商社の依頼を受けてラテ ン・アメリカ,東インド,広東,カルカッタや他の東インド諸港で商品を購入

するためにクリーン手形の振出人となった47)

旧式信用状と荷為替信用状の大きな相違点は、第一に、船積書類を伴なう荷 為替手形の振出を信用状が要求するのか、あるいは船積書類を添付しないクリ ーン手形を要求するのか、第二に、手形振出人が信用状発行依頼人である買い 手またはその代理人か、それとも売手輸出業者か、第三に、売買契約成立後に 発行されるか、売買契約成立以前に発行されて、契約締結に至らしめるかといっ た点などである。

このような変化をもたらしたものは、貿易取引の変化、即ち、CIF取引のような積地売買方式かつ書類売買方式の成立である。この売買方式では、売り手が船荷証券や海上保険証券を手配入手し、荷為替手形として貿易金融に利用する。この点について、A. H. コールは、「1820年代から1830年代、全ての手形はクリーン手形であった。手形への船積書類の付帯はもっと後の時代になってあらわれ、それは商取引法の変化から発生した」と述べている(%)

ところで、1837 年ブラウン商会ボルティモア店のジョージ・ブラウンは担保を取ることの必要性をリバプールのウィリアム・ブラウンに書き送っている。さらに、1840 年代初頭には、ニューオーリンズでブラウン兄弟商会の代理人、S.ニコルソンが荷為替手形を大量に買い取り、この方式を普及させたという事実がある。また、後述するように、フレッチャー・アレクサンダー商会は1839 年に船積書類付の手形を要求している。船荷証券を含む船積書類を手形に添付して、荷為替手形として利用する慣行、荷為替制度は、このように見てくると、1836、'37 年の金融危機以降、委託販売とそれによる委託荷見返り前貸し金融が衰退する中で進展したようである。

さて、上記、トーマス・B・カーティス発行の信用状は、船積書類についての記述がなく、手形振出人も買手サイドの船長であるといった、旅行信用状に類似した旧式信用状であって、荷為替信用状ではない。しかしながら、既述の通り、ブラウン商会は1850年代末には、荷為替信用状を発行していたということである。それとこの資料3の信用状サンプルからどのようなことが考えら

れるだろうか。

上記の信用状サンプルにおいて、「手形はこの(信用状の)日付から、1年以内に振り出さなければならない」となっているが、その前後は空欄になっている。そこに例えば、'Bills must be accompanied by Bills of Lading'(手形は船荷証券を伴なわなければならない)などの文言が記入されたのではないかと考えられる。というのは、トーマス・B・カーティスがブラウン兄弟商会のボストン代理人になる前に勤務した、ロンドンのマーチャントバンク、フレッチャー・アレクサンダー商会の1839年1月1日の回状の文中に、「インド向け信用状は船荷証券(Bill of Lading)を手形に伴なうという条項入りで、あるいは条項なしで発行される…」という記述があるからである $\S$ 

フレッチャー・アレクサンダー商会のボストン代理人であった、トーマス・B・カーティスはブラウン兄弟商会においても同様の業務を行ったことは既に述べた通りであり、この信用状は、カーティスがインドを含む、南アフリカの喜望峰から南米チリの最南端、ホーン岬の間の地域向けの信用状として発行したものである。なお、当時、ボストンは対インド輸入貿易の中心地であった500

さて、この信用状のサンプルでは、英文がイタリック体の部分と活字体の部分とがある。イタリック体の部分は発行当初から印刷された部分であり、活字体の部分は筆記された部分である。活字体部分、例えば、冒頭の手形振出人の部分は、荷為替信用状では、売手輸出業者になるが、ここでは買手サイドの船長である。

この点に関して、1830年代初頭から、1840年代にかけて、ベアリング商会やブラウン商会が発行した信用状について、宮田教授は信用状発行依頼人は同時に受益者(手形振出人)で、両者は未分化であったとしている。この場合の受益者には、信用状発行依頼人としての買い手だけでなく、買い手とつながりのある買手代理人としての手数料商や買い手の依頼を受けた船長や上乗りなども含まれていた。

ところで、1837年3月4日付で、ロンドンのモリソン・クライダー商会の

ボストン代理人フランシス・オリバーが発行した信用状は、荷為替手形の振出を要求しない旧式信用状であった。この信用状の発行依頼人はボストンの商人、ジョン・ブラッドフォードである。発行依頼人ブラッドフォードは、スウェーデン、ゴッテンブルグのカーネギー商会に債務を負っていた。そこで、フランシス・オリバーに依頼して、債権者カーネギー商会がロンドンのモリソン・クライダー商会宛に3,000 ポンドの手形を振り出すことができる信用状を発行してもらった。発行依頼人ブラッドフォードにとって受益者であるカーネギー商会は、現地在住の代理店などではなく一介の外国商社(Strangers)であった。したがって、この時期、既に発行依頼人と受益者、即ち、手形振出人とが分化している信用状も発行されていたのである。

最後に、信用状発行依頼人と受益者である手形振出人とが分化する過程は、両者間で事前に契約が結ばれていることが前提である。上記の例では、米国ボストンの商人とスウェーデン、ゴッテンブルグの商人との間の債権債務関係を清算するために発行された信用状であり、既に両者間での取引契約は結ばれている。このような発行依頼人と手形を振り出す受益者との関係はブラウン商会発行の信用状においても、十分にありえたことと推察される。

以上のことから、資料3の信用状のサンプルは、手形振出人の部分に発行依頼人とは直接関係のない売り手としての外国商社が記載され、売買契約成立後、船積書類を添付した荷為替手形の振出を要求する信用状として利用された可能性があると考えられる。即ち、上記信用状のサンプルは荷為替信用状としても、また、荷為替信用状ではない旧式信用状としても利用可能であったといえよう。

## (7) ブラウン商会グループの信用状業務の検証ーその2

ブラウン商会において荷為替信用状方式は 1850 年代末には既に確立していたことは記述の通りであるが、最後に、1892 年 5 月 26 日付、英国ブラウン・シップレイ商会のパートナーであるブラウン兄弟商会の代理店、フィラデル

フィア店の代理人 I. M. デュエインが発行した荷為替信用状を見ておくことにする。ジョン・ブラウンが 1818 年に開いたフィラデルフィア店(John A. Brown & Co.) は,1859 年以降,ブラウン兄弟商会の代理店(Agency)となっていた。 I. M. デュエインは,ベンジャミン・フランクリンの孫であるが,この4年後にはフィラデルフィア店のパートナーになっている。

### (資料 4 ) Documentary Credit<sup>54)</sup>

Philadelphia 26 May 1892

No. L 945

Messrs. Carlowitz & Co. at Shanghai, China are hereby authorized to value on Brown Shipley & Co., London at four months sight for account of Millar & Tattensfield of this city for any sum or sums not exceeding in all Twenty five hundred pounds stg. for merchandise to be shipped to Philadelphia or New York by vessel or vessels

The Bills of Lading to be filled up to Brown Brothers & Co.

The shipments must be completed and the Bills drawn within six months from this date and the advice of them to Brown Shipley & Co., London (in duplicate) must be accompanied by Bills of Lading with an abstract of Invoice endorsed thereon on receipt of which documents the Bills will be duly honored.

And Brown Shipley & Co., London, hereby agree with the drawers, endorsers and bona-fide holders of Bills drawn in compliance with the terms of this credit that the same shall be duly honored on presentation at their counting house. Drafts under this credit to contain the clause drawn under Credit No. L

945 dated Phila 26 May 1892

For £2,500 Stg.

The user of this credit will please

send Invoice properly certified

& B/Lading by the vessel

under cover to Messrs. Brown Brothers & Co., Philadelphia

and advice of drafts when drawn

The Insurance effected here. This credit issued in duplicate.

pp BB & Co. I. M. D.

Brown Shipley & Co. by their partners in Phila. pp Brown Brothers & Co.

I. M. Duane

荷為替信用状

〔訳〕

フィラデルフィア、1892年5月26日

信用状番号 L 945

中国上海のカーロウィッツ商会殿は、ここにフィラデルフィアのミラー・アンド・タッテンスフィールドの勘定により、ロンドンのブラウン・シップレイ商会宛に、一覧後4ヶ月払い、総額2,500英ポンド以内で手形を振り出す権限を与えられる。

商品は船舶によりフィラデルフィアまたはニューヨークへ船積されるものとする。

船荷証券はブラウン兄弟商会宛に作成されるものとする。

船積は本日から6ヶ月以内に完了され、手形も同一期間内に振り出されなければならない。そして、ロンドンのブラウン・シップレイ商会宛の手形の通知書(2通)は、裏書された略式インボイスと船荷証券を伴なわなければならない。これらの船積書類を受領次第、手形は正式に引き受けられる。

そして、ロンドンのブラウン・シップレイ商会は、この信用状の条件に一致して振り出された手形の振出人、裏書人および善意の所持人に対し、手形が同商会の会計室に呈示され次第、引受け支払が適切に行われることを確約する。この信用状に基づく手形は、2,500英ポンドに対し、フィラデルフィアで1892年5月26日付で発行された信用状番号L945に基づき振り出された旨記載されるべきこと。

この信用状の使用者は、適切に承認されたインボイスおよび船荷証券を、フィラデルフィアのブラウン兄弟商会宛の手紙に同封して船舶によりお送り下さい。振り出されたときの手形の通知書もお送り下さい。保険は当方で付けます。この信用状は二通発行されました。ブラウン兄弟商会代理人 I. M. D.

ブラウン兄弟商会代理人 ブラウン・シップレイ商会 フィラデルフィアのパートナー L.M. デュエイン

この信用状(資料4)における、信用状発行依頼人は買手輸入業者であるフィラデルフィアの老舗商会、ミラー・アンド・タッテンスフィールドである。この信用状発行の原因となった取引は CIF(運賃保険料込め渡し条件)系統の C&F(CFR、運賃込め渡し条件)契約による取引であり、荷主である売り手カーロウィッツ商会は輸出港本船に積み込むまでの一切の費用と危険を負担し、同時にフィラデルフィアまたはニューヨークまでの海上運賃を負担するという積地売買取引である。したがって、売手輸出業者が貨物の船積をし、船荷証券を手配入手する。保険はフィラデルフィアでブラウン兄弟商会が付けることに

なっている。

この信用状では、船荷証券(B/L)に関する条項はイタリック体で示されているが、この部分は、当初より印刷されている部分である。それによると、船荷証券は米国のブラウン兄弟商会宛に作成されること、および、英国のブラウン・シップレイ宛の手形に添付されるべきことが前提条件となっている。したがって、売手輸出業者はそのような信用状条件に従って、船荷証券を手配入手し、手形を取り組まなければならない。すなわち、この信用状は、事前に結ばれた CIF 契約の一種である C&F 契約により、売手輸出業者に荷為替手形の振出を要求している荷為替信用状である。

中国(当時は清),上海の輸出業者,カーロウィッツ商会はこの信用状により,手形をロンドンのブラウン・シップレイ商会宛に振り出す権限を与えられている。手形は船荷証券と積荷の概要を示した略式インボイスを添付し,一覧後4ヶ月払いで2,500 ポンドを限度として2 通振り出される。この荷為替手形は上海で買い取られ,ロンドンのブラウン・シップレイ商会へ送られて引き受けられる。ブラウン・シップレイ商会はこの手形をロンドン割引市場で割り引くか期日まで保有し、いずれにせよ、期日に支払うことになる。

一方,信用状発行者の I. M. デュエインは,船荷証券(船荷証券は数通がセットで発行される)をインボイスとともに,フィラデルフィアのブラウン兄弟商会へ送るよう指示している。米国で積荷を引き取るためには船荷証券が必要だからである。インボイスは輸入通関に使用される。

最後に輸入決済については、買手であるミラー・アンド・タッテンスフィールド商会は、支払渡しの場合であれば、一覧後4ヶ月の期限内にブラウン商会に支払って船荷証券を入手し、あるいは、荷物貸渡しの場合であれば、船荷証券をブラウン兄弟商会から借り受け、商品を本船から引き取って売却し、その売却代金によって期日内に支払うことになる。

### 結 語

ブラウン商会は、19世紀直前に創立者のアレクサンダー・ブラウンが北米ボルティモアに商会を開き、やがて1818年にはフィラデルフィア店が、1825年にはニューヨーク店が開設され、また、その間1810年には英国リバプールに商会が開設され、英米間の貿易と貿易金融を中心に発展して行く。

本稿では、19世紀前半以降、英米貿易におけるマーチャントバンクとして活躍した、ブラウン商会グループに焦点を当て、彼らが行った委託販売貿易と、それに伴なう委託荷見返り前貸金融および荷為替信用状の発行などの貿易金融業務を見ることにより、荷為替信用状生成の経緯を考察した。

この点に関し、宮田教授は既述の通り、1850年代末までに、ブラウン商会において、荷為替信用状方式が確立したとしている。そこで、本稿では実際に用いられた信用状のサンプルにより、実証的にそれを明らかにしようとした。しかし、入手できる当時の信用状のサンプルは限られており、荷為替信用状を開発したとされるブラウン商会に残る古文書においてさえ、最古の信用状は1859年10月6日付のものであった。そして、それは船積書類についての記述のない、また、手形振出人も輸出業者ではなく、信用状を携帯する船長であるといった旧式信用状であった。しかし、本稿では、そのサンプルには、手形振出人としての売手輸出業者の記載や船荷証券などの船積書類についての記載がなされたであろうという傍証を示すことにより、当時、既に荷為替信用状が用いられていたことを推定した。

次いで、1892年5月26日付の信用状のサンプルにより、当時、荷為替信用状がブラウン商会によって、使用されていたことを明らかにした。ブラウン商会において、1859年のサンプルのような形式の信用状から、1892年のサンプルのような形式をもつ信用状にいつ頃変わったかは明確ではない。ただ、1859年のような形式の信用状は、旧式信用状にも、また荷為替信用状にも利用できる信用状と言うべきで、原初的な荷為替信用状はこのようなものであったので

はないかと考えられる。

貿易決済においてクリーン手形の利用から荷為替手形の利用への変化、そして、荷為替手形を市場で売買するという荷為替制度の成立、および CIF といった新取引方式の誕生とが荷為替信用状の誕生と密接に関わったことは、本稿および拙稿「信用状生成史ーその1~その3-」において考察してきたところであるが、この両者、即ち、荷為替制度と CIF 取引誕生の関係については更に詳しく考察する必要がある。

#### 注

- 1) リンネルは亜麻布, リンネル製品のこと。紡ぎ手は亜麻 (Flax) から紡いだ亜麻糸を織り手に売り, 織り手は亜麻糸を織布にし, 無晒しのものは家庭と輸出用に, 天日で晒した漂白物はベルファーストの広場やリンネルホールで競売された。リンネル製品の上級品は綿織物より評価が高く多用された。また, 類似の等級の綿製品よりも丈夫で耐久性があったので, 主に南部人の衣類に利用された。(John Crosby Brown, A Hundred Years of Merchant Banking, (Privately printed), New York, 1902, p. 2, 11)
- 2) 1798年と1800年という説がある。1797年に弟のスチュワート・ブラウンが既にボルティモアで商会を営んでいた。
- 3) John A. Kouwenhoven, *Partners in Banking*, Doubleday & Company Inc. New York, 1968, p. 22
- 4) Eric Banks, The Rise and Fall of The Merchant Banks, Kogan Page, London, 1999, p. 79
- 5) John A. Kouwenhoven, op. cit. p. 31
- 6) ibid. p. 41
- 7) 今井清孝『マーチャントバンカーズ (下巻)』東京布井出版, 1979, p. 96, 102
- 8) Eric Banks, op. cit. p. 59, 八木功治「信用状生成史-その 2 -」『松山大学論集』第 13 巻 1 号, p. 75
- 9) 徳永正二郎『為替と信用』新評論, 東京, 1976, p. 197
- 10) ibid. p. 195
- 11) ibid. p. 222
- 12) ibid. p. 193
- 13) 宮田美智也『ロンドン手形市場の国際金融構造』文眞堂, 東京, 1995, p. 184
- 14) ibid. p. 168
- 15) ibid. p. 188
- 16) ibid. p. 185, 186

- 17) J. A. Kouwenhoven, op. cit. p. 42
- 18) ibid. p. 42
- 19) 宮田, op. cit. p. 152
- 20) J. A. Kouwenhoven, op. cit. p. 42
- 21) ibid. p. 48
- 22) ibid. p. 48
- 23) ibid. p. 48
- 24) 宮田, op. cit. p. 160, Bale (梱) は原綿などの包装容器であるが, 原綿 1 Bale は 480 lbs で約 218 kg。
- 25) Ralph W. Hidy, The House of Baring in American Trade and Finance, English Merchant Bankers at Work, 1763~1861, Russell & Russell, New York, 1970, (Reprint) p. 3, cf. Stanley D. Chapman 著,布目真生,萩原登訳『マーチャント・バンキングの興隆』,有斐閣, 1986, p. 112
- 26) ibid. p. 139
- 27) ibid. p. 143
- 28) 八木功治「信用状生成史ーその2-」 『松山大学論集』 第13巻第1号, p. 93, 94, 宮田, op. cit. p. 129, 130, R. W. Hidy, op. cit. p. 102, 103
- 29) R. W. Hidy, op. cit. p. 136, 137
- 30) 徳永, op. cit. p. 254, 徳永はこれを商業信用状約定書(信用状取引約定書)とするが, 宮田はこれを輸入担保荷物保管証としている。
- 31) R. W. Hidy, op. cit. p. 142
- 32) ibid. p. 142, 296, 宮田 op. cit. p. 132
- 33) ibid. p. 352, 353, 徳永 op. cit. p. 255
- 34) ibid. p. 442, 宮田 op. cit. p. 144
- 35) 宮田 ibid. p. 188
- 36) ibid. p. 189
- 37) Edwin J. Perkins, 'Financing Antebellum Importers: The Role of Brown Bros. & Co. in Baltimore' *Business History Review*, Vol. 45, p. 433
- 38) 徳永 op. cit. p. 259
- 39) 宮田 op. cit. p. 190
- 40) ibid. p. 191
- 41) ibid. p. 192
- 42) ibid. p. 192, 193
- 43) J. C. Brown, op. cit. p. 249
- 44) J. A. Kouwenhoven, op. cit. p. 79
- 45) ibid. p. 79

- 46) 八木功治「信用状生成史-その1-」『松山大学論集』第4巻第3号, p. 269, 270
- 47) R. W. Hidy, op. cit. p. 136
- 48) A. H. Cole, 'Evolution of the foreign-exchange market of the United States' *Journal of Economic and Business History*, Vol. 1, 1922, p. 401, 徳永 op. cit. p. 233
- 49) J. C. Brown, op. cit. p. 249, 250
- 50) J. A. Kouwenhoven, op. cit. p. 79
- 51) 宮田 op. cit. p. 127, 130, 133, n 30
- 52) 判例集, Pacific Reporter, p. 262, 263, 八木 op. cit. 「信用状生成史ーその 2 」, p. 272, cf. 徳永, op. cit. p. 257
- 53) J. C. Brown, op. cit. p. 175, 176
- 54) J. A. Kouwenhoven, op. cit. p. 168, J. A. クーウェンホーベンは, この信用状を Commercial Credit (商業信用状) として紹介している。この場合の商業信用状は, 荷為替信用状と同義である。